

多摩市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、多摩市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、多摩市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツ施設の整備及び管理運営に関すること。
- (3) スポーツの振興のための事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) 法第35条に規定するスポーツ団体に対する補助金の交付に係る意見に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させる必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、会長が主宰する。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、くらしと文化部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(多摩市体育施設運営審議会条例の廃止)
- 2 多摩市体育施設運営審議会条例（昭和61年多摩市条例第12号）は、廃止する。
(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 3 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年多摩市条例第19号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

多摩市スポーツ推進審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市スポーツ推進審議会条例（平成30年多摩市条例第21号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、多摩市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) スポーツ関係者 3人以内
- (3) 学校教育関係者 2人以内
- (4) 障がい者団体関係者又は障がい者スポーツ関係者 1人以内
- (5) 公募市民 2人以内

2 条例第3条第2項の臨時委員は、特定の事項を調査審議するために必要と認められる者のうちから委嘱する。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開する。ただし、公開することが適当でない議事内容について調査審議するときは、審議会の議決により公開しないことができる。

(会議録の作成)

第4条 審議会の会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(意見の聴取)

第5条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。